

学校法人沖縄キリスト教学院役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人沖縄キリスト教学院（以下「本法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、特別手当及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 職員理事とは、本法人の職員（学長を含む。）として給与を支給している理事をいう。
職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (5) 職員評議員とは、本法人の職員（学長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、特別手当、退任慰労金その他の役員または評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものは含まない。
- (7) 費用とは、役員または評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬及び手当等)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤の理事長の報酬月額は、350,000円とする。
 - (2) 非常勤の理事長の報酬月額は、300,000円とする。
 - (3) 常勤の常務理事の報酬月額は、300,000円とする。
 - (4) 非常勤の理事及び監事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、交通費を含め日額20,000円を支給する。
 - (5) 評議員に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、交通費を含め日額10,000円を支給する。
- 2 前項第1号から第5号の規定にかかわらず、本法人の財政状況等によっては、各号の規定額の範囲内で報酬月額等を理事会において決定することができる。
- 3 常勤の理事長及び常務理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第4条 理事長及び常務理事には、給与規程第15条の規定に準じ通勤手当を支給する。

(特別手当)

第5条 役員及び評議員への特別手当（賞与等）は支給しない。

(退任慰労金)

第6条 役員及び評議員が退任するにあたり、退任慰労金は支給しない。

(二重支給の禁止について)

第7条 専任の教職員が、理事及び評議員を兼ねる場合は、第3条から第5条の規定は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員の報酬及び第4条に規定する通勤手当の支給の時期は、給与規程第7条第2項の規定を準用する。

2 非常勤の理事長の報酬及び第4条に規定する通勤手当の支給の時期は、毎月10日とする。

3 非常勤の理事及び監事の日額手当、並びに評議員の手当の支給の時期は、理事会、評議員会の開催日の翌月10日とする。

4 第2項、第3項に定める支給の日が休日にあたる場合は、その前日においてその日に近い休日でない日とする。ただし、理事会において変更することができる。

5 役員及び評議員の報酬及び手当等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

6 役員及び評議員の報酬及び手当等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第9条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表1のとおりとする。

2 この規程に定めるもののほか、出張手続き及び旅費の支給等について必要な事項は、旅費・交通費規程を準用する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第10条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、備え置かなければならない。

3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 本法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。

2 学校法人沖縄キリスト教学院役員報酬等規程（1991年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2012年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、2012年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

役員及び評議員の旅費・交通費

	日 当	宿泊料（上限）	運 賃	車 賃
離島・県外・国外出張	2,600円	13,100円 を上限に実費	実費	実費

備考1：本島内の出張は、日当及び宿泊料を支給しない。ただし、交通費は実費を支給する。

備考2：日当は、用務の無い移動日のみの場合は支給しない。

備考3：宿泊料は、下記の算出方法による。

宿泊料の合計金額 ÷ 宿泊日数 = 1日の上限額の範囲内

備考4：交通費は、軽易な交通機関の利用を原則とする。